

令和5年5月2日

町立保育所・幼稚園・小中学校保護者の皆様へ

桑折町教育委員会教育長

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策等についてのお知らせ

保護者の皆様には、長期間にわたり感染症対策についてのご理解とご協力をいただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。

このたび、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが変更され、それに伴って、今後の対策等に関する国・県の新たな方針が示されました。

本町の学校等の感染症対策については、これまで「幼稚園・小中学校の教育活動の進め方Q&A」「登園・登校を見合わせていただく場合とその対応」によりお知らせしてきたところですが、5月8日からは、国・県の方針をふまえて下記のと通りの対応をすることといたします。今後とも、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

記

1 学校等における取組

(1) 通常感染症対策

- ① マスク着用を求めないことを基本とします。
- ② 常に（またはこまめに）2方向の窓を同時に開けて換気するとともに、サーキュレータや空気清浄機も活用します。
- ③ 外から教室に入るときやトイレの後、給食の前後など、流水と石けんでこまめに手洗いを行うように指導します。
- ④ 日常的な消毒作業は行いませんが、清掃により清潔な空間を保つようにします。

(2) 感染流行時の感染症対策

- ① マスク着脱を強制しませんが、場合によって着用を促します。
- ② 感染リスクが高い活動を実施する場合には、近距離・対面・大声での発声や会話を控えたり、身体距離を確保したりします。

(3) 感染者が発生した場合の対応

- ① 子どもが感染した場合は、発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後

1日を経過するまで（無症状の感染者は検体を採取した日から5日を経過するまで）出席停止とします。出席停止期間中は、ICT活用等により学習の機会を確保するようにします。

- ② 濃厚接触者としての特定は行われなことから、感染者と接触があっても出席停止とはしません。
- ③ 理由があって感染不安で休ませる場合には、欠席ではなく出席停止扱いとします。
- ④ 学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学級閉鎖等を行う場合があります。

2 ご家庭へのお願い

毎日の体温チェックは必要ありませんが、ご家庭でお子さんの健康状態を把握し、発熱・のどの痛み・咳などの症状がある場合には、無理して登校等させず、自宅での休養や医療機関での受診をさせてください。